

## 株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る  
郵便番号600-8652

## 投資信託で社会貢献

## 「“緑の地球”と“幼い命”を守るキャンペーン」を展開！

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、平成 21 年 5 月に設置した女性プロジェクトチーム「なでしこ応援プロジェクト」による企画として、平成 22 年 10 月 1 日（金）から『グリーン世銀債ファンド』で“緑の地球”と“幼い命”を守るキャンペーン」を展開しますのでお知らせいたします。

投資信託「グリーン世銀債ファンド」をご購入いただいた資金は、世界銀行が発行するグリーンボンドへの投資を通じて、新興国での「地球温暖化防止プロジェクト」に活用されています。

これに加えて、当キャンペーン期間中は、「グリーン世銀債ファンド」のご購入金額に合わせて、ポリオなど六大感染症で命を落としている幼い子どもたちの命を守るため、一定額をワクチン募金に寄付いたします。

ご購入いただいたお客さまには、「緑の地球を守る」と「幼い命を守る」という二つの「守る活動」に参加いただいたことをいつまでも心に留めていただきたく、紙製の「感謝盾」を贈呈いたします。

地球温暖化防止活動は「京都議定書」に基づく活動であり、またワクチン募金は「子どもワクチン世界会議」で採択された「京都宣言」に基づく活動で、どちらも京都から始まった活動です。

## 記

## キャンペーンの内容

項目	内容
名称	「グリーン世銀債ファンド」で “緑の地球”と“幼い命”を守るキャンペーン
期間	平成 22 年 10 月 1 日（金）～ 平成 23 年 9 月 30 日（金）
内容	<p style="text-align: center;"><u>“緑の地球を守る”</u></p> <p>「グリーン世銀債ファンド」をご購入いただいた資金は、世界銀行が発行するグリーンボンドへの投資を通じて、「地球温暖化防止プロジェクト」に活用されます。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;"><u>“幼い命を守る”</u></p> <p>「グリーン世銀債ファンド」ご購入金額に合わせて、一定額をワクチン募金に寄付いたします。 （例）ご購入金額 100 万円でポリオワクチン 20 人分相当額</p> <p>キャンペーン期間中も、お客さまにご負担いただく手数料等は従来と変更ございません。</p>

項目	内容
寄付先	認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会
その他	<p>「ご家族と『幸せ』『喜び』を共有いただく機会になれば」という気持ちを含めて、「グリーン世銀債ファンド」をご購入いただいたお客さまに、感謝状とお子さま（お孫さま）向けのパズルをセットにした紙製の「感謝盾」を贈呈いたします。（パズルを取り外して写真立てとしてもお使いいただけます）</p> <p>(1)ダイレクトバンキングでのご契約のお客さまは、店頭にお申し出ください。  (2)感謝盾の贈呈は各店の在庫終了をもって、終了とさせていただきます。</p> 

一日4000人の幼い子どもたちの命が... (WHO/UNICEF [予防接種白書] 2006年より)  
ワクチンの接種が適切に行われていないために六大感染症（ポリオ・はしか・結核・ジフテリア・百日咳・破傷風）で命を落とす子どもたちの数です。  
WHO・ユニセフでは、ポリオをはじめとする感染症の早期根絶を目指し、途上国へのワクチン供給による予防接種の拡大に取り組んでいます。

## <ご参考>

### 1. 「グリーン世銀債ファンド」について

商品分類	追加型投信 / 海外 / 債券
運用会社	日興アセットマネジメント
主な特徴	<p>グリーンボンドをはじめ、相対的に利回りの高い通貨建ての世界銀行債券（世銀債）を主な投資対象とし、より高い利子収入の獲得を目指します。</p> <p>世界銀行が発行する債券の一種で、債券発行で調達された資金は、原則として新興国の地球温暖化防止対策プロジェクトへの貸付にのみ利用されます。</p>

### 2. 「なでしこ応援プロジェクト」について

商品やサービスの企画・開発や営業推進等に女性の視点・感性を取り入れることによりお客さまに新たな価値をご提供することを目的に、平成21年5月に設置した女性プロジェクトチーム。現在、本部・営業店の女性行員10名（うち3名は役席）で構成している。

< 投資信託に関するご注意事項について >

投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。

投資信託は、預金ではありません。

銀行で取扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.15% <税込>）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.10% <税込>）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高 105 円 <税込>）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。

記載している手数料は、平成 22 年 10 月 1 日時点における当行取扱商品の中で最高の料率のものを表示しております。

これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。

京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。

この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

以 上